

休業補償共済制度

(所得補償保険)

もしも、病気やケガで美容の仕事ができなくなったら…
最長1年間あなたの休業中の収入をサポートします。

- 新型コロナウイルス感染による療養期間*も対象(*医師の指示による期間)
- 入院中にかぎらず、医師の指示による自宅療養期間も支払対象(支払対象外期間：連続4日間)
- 持病があっても、特別な条件付きで加入できる場合も
- 掛金は、ひと月あたり500円(1口あたり)

加入者増強運動実施中!
10/1 加入分

通院・自宅療養もOK!

「腕をケガして仕事できませんでした。入院していないので、保険金はもらえないですか?」



入院中にかぎらず、医師の指示による通院・自宅療養期間も対象です!
(支払対象外期間：連続4日間)

*病気の場合でも対象となります。

従業員の福利厚生に!

「従業員が2~3人の店です。福利厚生に何かいいものはないかしら?」



掛金は、ひと月あたり500円(1口)
(例：満24歳保険金額ひと月あたり63,000円(1口))

高血圧でも加入できます!

「血圧の薬を飲んでると、共済には入れない?」



持病があっても、特別な条件付きでご加入いただける場合もあります!

休業補償共済：保険金額(月額)と掛金(一時払)(保険期間1年、対象期間1年、職種級別2級)

満年齢区分	1口加入プラン		5万円以上プラン		10万円以上プラン		20万円以上プラン	
	保険金額(月)	申込口数	保険金額(月)	申込口数	保険金額(月)	申込口数	保険金額(月)	申込口数
15~19歳	93,000円	1	93,000円	1	186,000円	2	279,000円	3
20~24歳	63,000円	1	63,000円	1	126,000円	2	252,000円	4
25~29歳	57,000円	1	57,000円	1	114,000円	2	228,000円	4
30~34歳	46,000円	1	92,000円	2	138,000円	3	230,000円	5
35~39歳	37,000円	1	74,000円	2	111,000円	3	222,000円	6
40~44歳	30,000円	1	60,000円	2	120,000円	4	210,000円	7
45~49歳	25,000円	1	50,000円	2	100,000円	4	200,000円	8
50~54歳	22,000円	1	66,000円	3	110,000円	5	220,000円	10
55~59歳	21,000円	1	63,000円	3	105,000円	5	210,000円	10
60~64歳	20,000円	1	60,000円	3	100,000円	5	200,000円	10
65~69歳	17,000円	1	51,000円	3	102,000円	6	204,000円	12
70~74歳	13,000円	1	52,000円	4	104,000円	8	208,000円	16
75~79歳	10,000円	1	50,000円	5	100,000円	10	200,000円	20

● 1口あたりの掛金:10月1日加入6,000円、1月1日加入4,500円、4月1日加入3,000円、7月1日加入1,500円
 ※このプランは例であり、加入口数は詳細パンフレット「保険金額の設定について」をご確認いただきお決めいただけます。
 ※本制度の年間掛金は所得補償保険料5,500円および制度運営費500円で構成されています。
 (1月1日加入の場合は、保険料4,125円、制度運営費375円、4月1日加入の場合は、保険料2,750円、制度運営費250円、7月1日加入の場合は、保険料1,375円、制度運営費125円となります。)
 (注) 満70歳以上は、継続加入のみで新規・増口はできません。

保険金の受取例(総合福祉共済制度と相互補完の場合)

<休業補償共済制度 54歳 2口加入の場合> (掛金(年額)12,000円、保険金額(月額)44,000円)					<総合福祉共済制度 2口加入の場合> (掛金(年合計)19,200円)		両共済制度 保険金・給付金 合計
傷病名	休業形態	支払 対象外 期間4日	支払 日数	休業補償共済制度 保険金	総合福祉共済制度保険金等		
がん	入院14日 & 通院・自宅療養* 20日		▶ 30日	4.4万円	特別給付金(入院) 2万円		約21万円 (約221万円)
	再入院20日 & 通院・自宅療養* 80日 (全ての再休業が支払われるわけではありません。)		▶ 100日	約14.6万円	(死亡された場合 保険金200万円)		
骨折	入院34日 & 通院・自宅療養* 60日		▶ 90日	13.2万円	入院給付金 10.2万円 特別給付金(入院) 5万円		28.4万円
神経障害	入院なし & 通院・自宅療養* 64日		▶ 60日	8.8万円	病気で入院なしの場合、総合福祉は 給付なし!(死亡・高度障害除く。)		8.8万円
白内障	入院14日		▶ 10日	約1.4万円	特別給付金(入院) 2万円		約3.4万円
脳こうそく	入院360日 & 通院・自宅療養* 10日		▶ 360日 (対象期間は360日まで)	52.8万円	特別給付金(入院) 5万円 (高度障害になった場合 保険金 200万円)		57.8万円 (257.8万円)
ヘルニア	入院14日 & 通院・自宅療養* 20日		▶ 30日	4.4万円	特別給付金(入院) 2万円		6.4万円
虫垂炎	入院24日		▶ 20日	約2.9万円	特別給付金(入院) 2万円		約4.9万円

*自宅療養…身体障害を被り、医師の指示により自宅にてその身体障害の回復のために療養している状態をいいます。

<休業補償共済制度>

※1か月がすべて30日という仮定で保険金を計算しておりますので、実際の保険金は若干異なる場合があります。

※1か月未満の端日数については、1か月を30日として計算した割合により、保険金をお支払いします。

<総合福祉共済制度>

・特別給付金(入院)は30日未満2万円、30日以上5万円。(どちらか年度内1回) ・入院給付金はケガのみ対象。

休業補償共済制度の保険金をお支払いできない主な場合

- 次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。
 - ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物等によるもの ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの など
 - 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。
 - ⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 など
 - 次の該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。
 - ⑨精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑩妊娠または出産を原因とした就業不能
- (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
- (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

- ・加入対象者は組合員本人にかぎります。また、加入者(被保険者:保険の対象となる方)は美容業による所得のある組合員またはその役員・従業員となります。
- ・このチラシは、全米連休業補償共済制度(所得補償保険)・全米連総合福祉共済制度(子ども特約付災害保障特約付勤労団体保険)の概要を説明したものです。

詳しい制度内容につきましてはパンフレットをご覧ください。

・休業補償共済制度のご不明の点につきましては、所属組合(支部)を通じて全米連、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

～休業補償共済制度のお問い合わせ先～

【取扱代理店】古河林業株式会社

〒114-0015 東京都北区中里1-10-6 TEL: 03-5815-7260 受付時間: 9:00～17:00(土日、祝日、12/31～1/3を除きます。)

【引受保険会社】損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL: 03-3349-5137 受付時間: 9:00～17:00(土日、祝日、12/31～1/3を除きます。)

※総合福祉共済制度に関しては引受保険会社が異なりますので、ジブラルタ生命保険株式会社(幹事)・住友生命保険相互会社(非幹事)にお問い合わせください。

加入者増強運動
実施中!

加入日
10/1 加入分
7/1～9/20組合申込分